

○映像信号及び音声信号の圧縮手順及び送出手順を定める件（平成二十六年総務省告示二百三十四号）の一部を改正する告示
 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 音声信号のうちPESパケット、同期パケット又はMT-Pパケットによるものの圧縮手順及び送出手順</p> <p>一 デジタル放送の標準方式第五条第一項、第四十四条及び第六十四条第二項第一号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第五号に示すとおりとする。</p> <p>二 デジタル放送の標準方式第二十四条の七及び第六十四条第二項第二号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第六号に示すとおりとする。</p> <p>三 (略)</p> <p>別表第一号～別表第四号 (略)</p> <p>別表第五号 デジタル放送の標準方式第五条第一項、第四十四条及び第六十四条第二項第一号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順</p> <p>(図略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 音声信号のうちPESパケット、同期パケット又はMT-Pパケットによるものの圧縮手順及び送出手順</p> <p>一 デジタル放送の標準方式第五条第一項、第四十四条及び第六十四条第二項第一号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第五号に示すとおりとする。</p> <p>二 デジタル放送の標準方式第六十四条第二項第二号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第六号に示すとおりとする。</p> <p>三 (略)</p> <p>別表第一号～別表第四号 (略)</p> <p>別表第五号 デジタル放送の標準方式第五条第一項、第四十四条及び第六十四条第二項第一号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順</p> <p>(図略)</p>

注1～4 (略)

- 5 ビットストリームの構成は、ADTS形式については別記第1、LATM/LOAS形式については別記第2、その他の形式については別記第3のとおりとする。

別記第1 ADTSビットストリーム構成

(図略)

注1 ADTS固定ヘッダは、同期及びISO/IEC 13818-7に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、デジタル放送の標準方式第4章に定めるデジタル放送(以下この別表において「移動受信用地上基幹放送」という。)にあつては、同期並びにISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1及びISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

2 ADTS可変ヘッダは、ISO/IEC 13818-7に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあつては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1及びISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

注1～4 (略)

- 5 ビットストリームの構成は、ADTS形式については別記第1、LATM/LOAS形式については別記第2、その他の形式については別記第3のとおりとする。

別記第1 ADTSビットストリーム構成

(図略)

注1 ADTS固定ヘッダは、同期及びISO/IEC 13818-7に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、デジタル放送の標準方式第4章に定めるデジタル放送(以下この別表において「移動受信用地上基幹放送」という。)にあつては、同期並びにISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1及びISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

2 ADTS可変ヘッダは、ISO/IEC 13818-7に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあつては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1及びISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

3 (略)

4 データストリームは、ISO/IEC 13818-7により符号化される音声データにより構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあっては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及びISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 により符号化される音声データにより構成されるものとする。

5 (略)

6 シンタクティックエレメントは、ISO/IEC 13818-7 により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあっては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及びISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 により符号化される音声データの各構成要素により構成され、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

別記第2・別記第3 (略)

3 (略)

4 データストリームは、ISO/IEC 13818-7により符号化される音声データにより構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあっては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及びISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 により符号化される音声データにより構成されるものとする。

5 (略)

6 シンタクティックエレメントは、ISO/IEC 13818-7 により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあっては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及びISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 により符号化される音声データの各構成要素により構成され、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

別記第2・別記第3 (略)

別表第六号 デジタル放送の標準方式第二十四条の七及び第六十四条第二項第二号 (第八十一条の三及び第八十四条におい

別表第六号 デジタル放送の標準方式第六十四条第二項第二号 (第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含

て準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順

(図略)

注 1～4 (略)

別記 (略)

別表第七号 (略)

む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順

(図略)

注 1～4 (略)

別記 (略)

別表第七号 (略)

○地震動警報情報及び地域の防災・安全情報の構成を定める告示

(傍線部分は改正部分)

制定案						
<p>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）別表第十八号注3及び別表第二十二号の二注3の規定に基づき、地震動警報情報及び地域の防災・安全情報の構成を次のように定める。</p> <p>なお、平成二十三年総務省告示第三百六号（地震動警報情報の構成を定める件）は、廃止する。</p> <p>1 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）別表第18号の表B₄～B₂₀₃の項に掲げる地震動警報情報の構成は、次のとおりとする。</p>						
B ₄ ～B ₁₆	B ₁₇ ～B ₁₈	B ₁₉ ～B ₂₀	B ₂₁ ～B ₂₃	B ₂₄ ～B ₁₁₁	B ₁₁₂ ～B ₁₂₁	B ₁₂₂ ～B ₂₀₃
同期信号	開始／終了フラグ	更新フラグ	信号識別	地震動警報詳細情報	CRC	パリティビット
13	2	2	3	88	10	82
<p>注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。</p> <p>2 ‘ ’ で囲まれた数字は、2進数とする。</p> <p>3 同期信号は、デジタル放送の標準方式別表第11号に定める同期信号の下位13ビットと同一の値をとるものとする。</p> <p>4 開始／終了フラグは、信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合は‘00’とし、</p>						

参考						
<p>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）別表第十八号注3の規定に基づき、地震動警報情報の構成を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。</p> <p>なお、平成二十一年総務省告示第五百六号（地震動警報情報の構成を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。</p> <p>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）別表第十八号B₄～B₂₀₃の項に掲げる地震動警報情報の構成は、次のとおりとする。</p>						
B ₄ ～B ₁₆	B ₁₇ ～B ₁₈	B ₁₉ ～B ₂₀	B ₂₁ ～B ₂₃	B ₂₄ ～B ₁₁₁	B ₁₁₂ ～B ₁₂₁	B ₁₂₂ ～B ₂₀₃
同期信号	開始／終了フラグ	更新フラグ	信号識別	地震動警報詳細情報	CRC	パリティビット
13	2	2	3	88	10	82
<p>注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。以下同じ。</p> <p>2 ‘ ’ で囲まれた数字は2進数とする。以下同じ。</p> <p>3 同期信号は、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式別表第十一号に定める同期信号の下位13ビットと同一の値をとるものとする。</p> <p>4 開始／終了フラグは、信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合は‘00’とし、</p>						

地震動警報詳細情報なしを表す場合は‘11’とする。

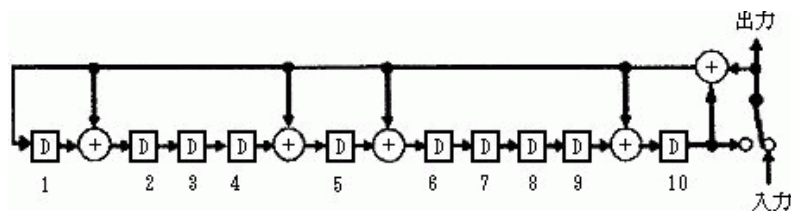
- 5 更新フラグは、開始／終了フラグが‘00’の場合は‘00’を開始値とし、伝送される一地震動警報詳細情報の内容に変更が生じるとに1ずつ増加するもの（ただし、‘11’の次は‘00’に戻るものとする。）とし、開始／終了フラグが‘11’の場合は‘11’とする。
- 6 信号識別は、地震動警報詳細情報の種別を識別するために使用する領域とし、その割当ては、別表第1のとおりとする。
- 7 地震動警報詳細情報は、地震動警報情報の詳細を伝送するために使用する領域とする。その構成は、信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合は別表第2、地震動警報詳細情報なしを表す場合は別表第3のとおりとし、未定義を表す場合は全て‘1’とする。
- 8 CRCは、 $B_{21} \sim B_{111}$ を用いて、次に示す生成多項式により生成されるものとし、次の回路の各レジスタの初期値は、‘0’とする。

符号化生成多項式： $g(x) = x^{10} + x^9 + x^5 + x^4 + x + 1$

地震動警報詳細情報なしを表す場合は‘11’とする。

- 5 更新フラグは、開始／終了フラグが‘00’の場合に伝送される一地震動警報詳細情報の内容に変更が生じるとに1ずつ増加するものとし、‘00’を開始値とし、‘11’の次は‘00’に戻るものとする。開始／終了フラグが‘11’の場合は‘11’とする。
- 6 信号識別は、地震動警報詳細情報の種別を識別するために使用する領域とし、その割当ては別表第1のとおりとする。
- 7 地震動警報詳細情報は、地震動警報情報の詳細を伝送するために使用する領域とする。その構成は、信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合は別表第2、地震動警報詳細情報なしを表す場合は別表第3のとおりとし、それ以外の場合は、全て‘1’とする。
- 8 CRCは、 $B_{21} \sim B_{111}$ について、以下に示す生成多項式により生成されるものとし、回路の各レジスタの初期値は‘0’とする。

符号化生成多項式： $g(x) = x^{10} + x^9 + x^5 + x^4 + x + 1$



□: 1ビット遅延素子を表す。
⊕: 排他的論理和の演算素子を表す。

9 パリティビットは、 $B_{17} \sim B_{121}$ を用いて、差集合巡回符号 (273, 191) の短縮符号 (187, 105) により生成されるものとする。ここで、差集合巡回符号 (273, 191) の生成多項式は、次のとおりとする。

$$g(x) = x^{82} + x^{77} + x^{76} + x^{71} + x^{67} + x^{66} + x^{56} + x^{52} + x^{48} + x^{40} + x^{36} + x^{34} + x^{24} + x^{22} + x^{18} + x^{10} + x^4 + 1$$

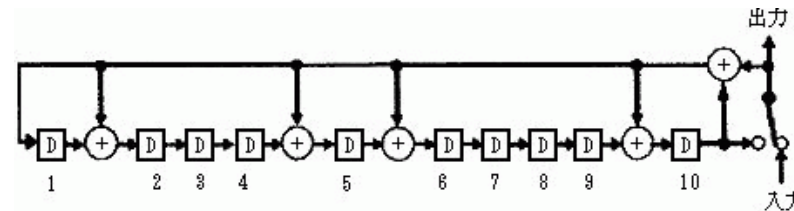
2 デジタル放送の標準方式別表第 23 号の 2 の表 $B_4 \sim B_{203}$ の項に掲げる地震動警報情報の構成は、次のとおりとする。

$B_4 \sim B_{16}$	$B_{17} \sim B_{18}$	$B_{19} \sim B_{20}$	$B_{21} \sim B_{23}$	$B_{24} \sim B_{111}$	$B_{112} \sim B_{121}$	$B_{122} \sim B_{203}$
同期信号	開始/終了フラグ	更新フラグ	信号識別	地震動警報詳細情報	CR C	パリティビット
13	2	2	3	88	10	82

注 1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

2 ‘ ’ で囲まれた数字は、2進数とする。

3 同期信号は、デジタル放送の標準方式別表第 11 号に定める同期信号の下位 13 ビットと同一の値をとるものとする。



□: 1ビット遅延素子を表す。
⊕: 排他的論理和の演算素子を表す。

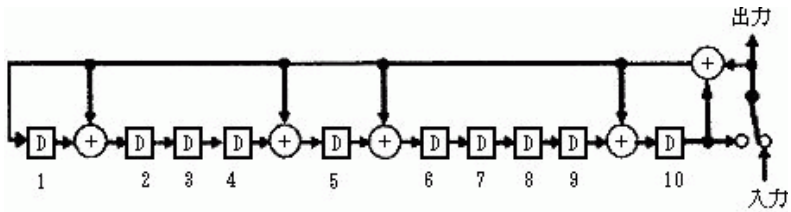
9 パリティビットは、 $B_{17} \sim B_{121}$ について 差集合巡回符号 (273, 191) の短縮符号 (187, 105) により生成されるものとする。ここで、差集合巡回符号 (273, 191) 生成多項式は以下のとおりにする。

$$g(x) = x^{82} + x^{77} + x^{76} + x^{71} + x^{67} + x^{66} + x^{56} + x^{52} + x^{48} + x^{40} + x^{36} + x^{34} + x^{24} + x^{22} + x^{18} + x^{10} + x^4 + 1$$

る。

- 4 開始／終了フラグは、信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合は‘00’とし、詳細情報なし（地震動警報詳細情報及び地域の防災・安全詳細情報がない状態をいう。以下同じ。）を表す場合は‘11’とする。
- 5 更新フラグは、開始／終了フラグが‘00’の場合は‘00’を開始値とし、伝送される一の地震動警報詳細情報又は地域の防災・安全詳細情報の内容に変更が生じるごとに1ずつ増加するもの（ただし、‘11’の次は‘00’に戻るものとする。）とし、開始／終了フラグが‘11’の場合は‘11’とする。
- 6 信号識別は、地震動警報詳細情報 又は地域の防災・安全詳細情報の種別を識別するために使用する領域とし、その割当ては、別表第4のとおりとする。
- 7 地震動警報詳細情報は、地震動警報情報の詳細を伝送するために使用する領域とする。その構成は、信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合は別表第2、詳細情報なしを表す場合は別表第3のとおりとし、未定義を表す場合は全て‘1’とする。
- 8 CRCは、 $B_{21} \sim B_{111}$ を用いて、次に示す生成多項式により生成されるものとし、次の回路の各レジスタの初期値は、‘0’とする。

符号化生成多項式： $g(x) = x^{10} + x^9 + x^5 + x^4 + x + 1$



□: 1ビット遅延素子を表す。
 ⊕: 排他的論理和の演算素子を表す。

9 パリティビットは、 $B_{17} \sim B_{121}$ を用いて、差集合巡回符号 (273, 191) の短縮符号 (187, 105) により生成されるものとする。ここで、差集合巡回符号 (273, 191) の生成多項式は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned}
 \text{符号化生成多項式: } g(x) = & x^{82} + x^{77} + x^{76} + x^{71} + x^{67} + x^{66} + \\
 & x^{56} + x^{52} + x^{48} + x^{40} + x^{36} + x^{34} + \\
 & x^{24} + x^{22} + x^{18} + x^{10} + x^4 + 1
 \end{aligned}$$

3 デジタル放送の標準方式別表第 23 号の 2 の表 $B_4 \sim B_{203}$ の項に掲げる地域の防災・安全情報の構成は、次のとおりとする。

$B_4 \sim B_{16}$	$B_{17} \sim B_{18}$	$B_{19} \sim B_{20}$	$B_{21} \sim B_{23}$	$B_{24} \sim B_{111}$	$B_{112} \sim B_{121}$	$B_{122} \sim B_{203}$
同期信号	開始/終了フラグ	更新フラグ	信号識別	地域の防災・安全詳細情報	CRC	パリティビット
13	2	2	3	88	10	82

注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

2 ‘ ’ で囲まれた数字は、2進数とする。

3 同期信号は、デジタル放送の標準方式別表第 11 号に定める同期信号の下位 13 ビットと同一の値をとるものとする。

る。

4 開始／終了フラグは、信号識別が 地域の防災・安全詳細情報 又は 地域の防災・安全詳細情報 の試験信号を表す場合は‘00’とし、詳細情報なし を表す場合は‘11’とする。

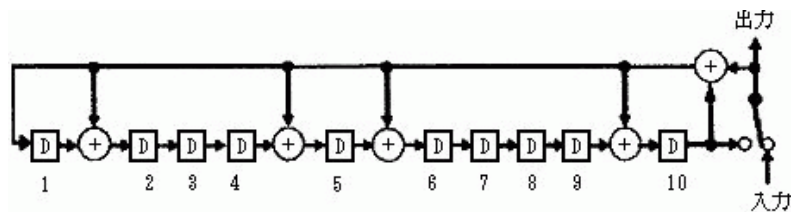
5 更新フラグは、開始／終了フラグが‘00’の場合は‘00’を開始値とし、伝送される一の地震動警報詳細情報又は地域の防災・安全詳細情報の内容に変更が生じるごとに1ずつ増加するもの（ただし、‘11’の次は‘00’に戻るものとする。）とし、開始／終了フラグが‘11’の場合は‘11’とする。

6 信号識別は、地震動警報詳細情報又は地域の防災・安全詳細情報の種別を識別するために使用する領域とし、その割当ては、別表第4のとおりとする。

7 地域の防災・安全詳細情報は、地域の防災・安全情報の詳細を伝送するために使用する領域とする。その構成は、信号識別が 地域の防災・安全詳細情報 又は 地域の防災・安全詳細情報 の試験信号を表す場合は 別表第5、詳細情報なし を表す場合は別表第3のとおりとし、未定義を表す場合は 全て‘1’とする。

8 CRCは、 $B_{21} \sim B_{111}$ を用いて、次に示す生成多項式により生成されるものとし、次の回路の各レジスタの初期値は、‘0’とする。

符号化生成多項式： $g(x) = x^{10} + x^9 + x^5 + x^4 + x + 1$



D: 1ビット遅延素子を表す。
 ⊕: 排他的論理和の演算素子を表す。

9 パリティビットは、 $B_{17} \sim B_{121}$ を用いて、差集合巡回符号 (273, 191) の短縮符号 (187, 105) により生成されるものとする。ここで、差集合巡回符号 (273, 191) の生成多項式は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned}
 \text{符号化生成多項式: } g(x) = & x^{82} + x^{77} + x^{76} + x^{71} + x^{67} + x^{66} + \\
 & x^{56} + x^{52} + x^{48} + x^{40} + x^{36} + x^{34} + \\
 & x^{24} + x^{22} + x^{18} + x^{10} + x^4 + 1
 \end{aligned}$$

別表第1 信号識別 (デジタル放送の標準方式第3章及び第4章第2節に定める放送に関するものに限る。)

$B_{21} \sim B_{23}$	意味
000	地震動警報詳細情報(該当地域あり)
001	地震動警報詳細情報(該当地域なし)
010	地震動警報詳細情報の試験信号(該当地域あり)
011	地震動警報詳細情報の試験信号(該当地域なし)
100	未定義
101	
110	
111	地震動警報詳細情報なし

注 該当地域ありは放送区域内に地震動警報の対象地域があ

別表第1 信号識別

$B_{21} \sim B_{23}$	意味
000	地震動警報詳細情報(該当地域あり)
001	地震動警報詳細情報(該当地域なし)
010	地震動警報詳細情報の試験信号(該当地域あり)
011	地震動警報詳細情報の試験信号(該当地域なし)
100	未定義
101	
110	
111	地震動警報詳細情報なし

注 該当地域ありとは、放送区域内に地震動警報の対象地域

ることを、該当地域なしは放送区域内に地震動警報の対象地域がないことをいう。

別表第2 信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合の地震動警報詳細情報の構成

B ₂₄ ～B ₅₄	B ₅₅	B ₅₆ ～B ₁₁₁
現在時刻	ページ種別	地震動情報
31	1	56

注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

2 ‘ ’ で囲まれた数字は、2進数とする。

3 現在時刻は、地震動警報情報を送出する現在時刻を表すために使用する領域とする。

4 ページ種別は、地震動警報の対象となる地震動に関する情報（以下「地震動情報」という。）の種別を識別するために使用する領域とする。

5 地震動情報は、ページ種別が‘0’の場合はその割当ては別記第1のとおりとし、ページ種別が‘1’の場合はその割当ては別記第2のとおりとする。

別記第1 ページ種別が‘0’の場合の地震動情報

地震動情報は、地震動警報の対象地域を示す領域とする。その構成は、地震動警報の対象地域を含む地域に割り当てられるビットは‘0’、地震動警報の対象地域を含まない地域に割り当てられるビットは‘1’とし、地震動情報を送出しない場合は全て‘1’とする。

ビット	地域	ビット	地域	ビット	地域

があることを、該当地域なしとは、放送区域内に地震動警報の対象地域がないことをいう。

別表第2 信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合の地震動警報詳細情報の構成

B ₂₄ ～B ₅₄	B ₅₅	B ₅₆ ～B ₁₁₁
現在時刻	ページ種別	地震動情報
31	1	56

注1 現在時刻は、地震動警報情報を送出する現在時刻を表すために使用する領域とする。

2 ページ種別は、地震動警報の対象となる地震動に関する情報（以下「地震動情報」という。）の種別を識別するために使用する領域とする。

3 地震動情報は、ページ種別が‘0’の場合、その割当ては別記第1のとおりとする。ページ種別が‘1’の場合、その割当ては別記第2のとおりとする。

別記第1 ページ種別が‘0’の場合の地震動情報

地震動情報は、地震動警報の対象地域を示す領域とし、地震動警報の対象地域を含む地域に割り当てられるビットは‘0’、地震動警報の対象地域を含まない地域に割り当てられるビットは‘1’とする。なお、地震動情報を送出しない場合は、全て‘1’とする。

ビット	地域	ビット	地域	ビット	地域

割当て		割当て		割当て	
B ₅₆	北海道道央	B ₇₅	新潟県	B ₉₄	広島県
B ₅₇	北海道道南	B ₇₆	富山県	B ₉₅	徳島県
B ₅₈	北海道道北	B ₇₇	石川県	B ₉₆	香川県
B ₅₉	北海道道東	B ₇₈	福井県	B ₉₇	愛媛県
B ₆₀	青森県	B ₇₉	山梨県	B ₉₈	高知県
B ₆₁	岩手県	B ₈₀	長野県	B ₉₉	山口県
B ₆₂	宮城県	B ₈₁	岐阜県	B ₁₀₀	福岡県
B ₆₃	秋田県	B ₈₂	静岡県	B ₁₀₁	佐賀県
B ₆₄	山形県	B ₈₃	愛知県	B ₁₀₂	長崎県
B ₆₅	福島県	B ₈₄	三重県	B ₁₀₃	熊本県
B ₆₆	茨城県	B ₈₅	滋賀県	B ₁₀₄	大分県
B ₆₇	栃木県	B ₈₆	京都府	B ₁₀₅	宮崎県
B ₆₈	群馬県	B ₈₇	大阪府	B ₁₀₆	鹿児島
B ₆₉	埼玉県	B ₈₈	兵庫県	B ₁₀₇	奄美群島
B ₇₀	千葉県	B ₈₉	奈良県	B ₁₀₈	沖縄本島
B ₇₁	東京	B ₉₀	和歌山県	B ₁₀₉	大東島
B ₇₂	伊豆諸島	B ₉₁	鳥取県	B ₁₁₀	宮古島
B ₇₃	小笠原	B ₉₂	島根県	B ₁₁₁	八重山
B ₇₄	神奈川県	B ₉₃	岡山県		

注1 北海道道央は、北海道 赤平市、芦別市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、恵庭市、江別市、小樽市、北広島市、札幌市、砂川市、滝川市、千歳市、美唄市、深川市、三笠市及び夕張市並びに石狩振興局管内、後志総合振興局管内及び空知総合振興局管内のことをいう。

2 北海道道南は、北海道 伊達市、苫小牧市、登別市、函館市、北斗市及び室蘭市並びに胆振総合振興局管内、渡島総合振興局管内、日高振興局管内及び檜山振興局管内のことをいう。

割当て		割当て		割当て	
B ₅₆	北海道道央	B ₇₅	新潟県	B ₉₄	広島県
B ₅₇	北海道道南	B ₇₆	富山県	B ₉₅	徳島県
B ₅₈	北海道道北	B ₇₇	石川県	B ₉₆	香川県
B ₅₉	北海道道東	B ₇₈	福井県	B ₉₇	愛媛県
B ₆₀	青森県	B ₇₉	山梨県	B ₉₈	高知県
B ₆₁	岩手県	B ₈₀	長野県	B ₉₉	山口県
B ₆₂	宮城県	B ₈₁	岐阜県	B ₁₀₀	福岡県
B ₆₃	秋田県	B ₈₂	静岡県	B ₁₀₁	佐賀県
B ₆₄	山形県	B ₈₃	愛知県	B ₁₀₂	長崎県
B ₆₅	福島県	B ₈₄	三重県	B ₁₀₃	熊本県
B ₆₆	茨城県	B ₈₅	滋賀県	B ₁₀₄	大分県
B ₆₇	栃木県	B ₈₆	京都府	B ₁₀₅	宮崎県
B ₆₈	群馬県	B ₈₇	大阪府	B ₁₀₆	鹿児島
B ₆₉	埼玉県	B ₈₈	兵庫県	B ₁₀₇	奄美群島
B ₇₀	千葉県	B ₈₉	奈良県	B ₁₀₈	沖縄本島
B ₇₁	東京	B ₉₀	和歌山県	B ₁₀₉	大東島
B ₇₂	伊豆諸島	B ₉₁	鳥取県	B ₁₁₀	宮古島
B ₇₃	小笠原	B ₉₂	島根県	B ₁₁₁	八重山
B ₇₄	神奈川県	B ₉₃	岡山県		

注1 北海道道央は、赤平市、芦別市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、恵庭市、江別市、小樽市、北広島市、札幌市、砂川市、滝川市、千歳市、美唄市、深川市、三笠市及び夕張市並びに石狩振興局管内、後志総合振興局管内及び空知総合振興局管内のことをいう。

2 北海道道南は、伊達市、苫小牧市、登別市、函館市、北斗市及び室蘭市並びに胆振総合振興局管内、渡島総合振興局管内、日高振興局管内及び檜山振興局管内のことをいう。

- 3 北海道道北は、北海道 旭川市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市及び稚内市並びに上川総合振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内のことをいう。
- 4 北海道道東は、北海道 網走市、帯広市、北見市、釧路市、根室市及び紋別市並びにオホーツク総合振興局管内、釧路総合振興局管内、十勝総合振興局管内及び根室振興局管内のことをいう。
- 5 東京は、東京都（大島支庁管内、小笠原支庁管内、八丈支庁管内及び三宅支庁管内を除く。）のことをいう。
- 6 伊豆諸島は、東京都 大島支庁管内、八丈支庁管内及び三宅支庁管内（須美寿島、鳥島及びベヨネイス列岩を除く。）のことをいう。
- 7 小笠原は、東京都 小笠原支庁管内のことをいう。
- 8 鹿児島は、鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）のことをいう。
- 9 奄美群島は、鹿児島県 奄美市及び大島郡のことをいう。
- 10 沖縄本島は、沖縄県 糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、国頭郡、島尻郡（北大東村及び南大東村を除く。）及び中頭郡のことをいう。
- 11 大東島は、沖縄県 島尻郡（北大東村及び南大東村に限る。）のことをいう。
- 12 宮古島は、沖縄県 宮古島市及び宮古郡のことをいう。
- 13 八重山は、沖縄県 石垣市及び八重山郡のことをいう。

別記第2 ページ種別が‘1’の場合の地震動情報

- 3 北海道道北は、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市及び稚内市並びに上川総合振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内のことをいう。
- 4 北海道道東は、網走市、帯広市、北見市、釧路市、根室市及び紋別市並びにオホーツク総合振興局管内、釧路総合振興局管内、十勝総合振興局管内及び根室振興局管内のことをいう。
- 5 東京は、東京都（大島支庁管内、小笠原支庁管内、八丈支庁管内及び三宅支庁管内を除く。）のことをいう。
- 6 伊豆諸島は、大島支庁管内、八丈支庁管内及び三宅支庁管内（須美寿島、鳥島及びベヨネイス列岩を除く。）のことをいう。
- 7 小笠原は、小笠原支庁管内のことをいう。
- 8 鹿児島は、鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）のことをいう。
- 9 奄美群島は、奄美市及び大島郡のことをいう。
- 10 沖縄本島は、糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、国頭郡、島尻郡（北大東村及び南大東村を除く。）及び中頭郡のことをいう。
- 11 大東島は、島尻郡（北大東村及び南大東村に限る。）のことをいう。
- 12 宮古島は、宮古島市及び宮古郡のことをいう。
- 13 八重山は、石垣市及び八重山郡のことをいう。

別記第2 ページ種別が‘1’の場合の地震動情報

B₅₆ B₅₇ B₅₈~B₆₆ B₆₇ B₆₈ B₆₉~
B₇₈ B₇₉ B₈₀~B₉₁~ B₁₀₁ B₁₁₁
B₉₀ B₁₀₀ ~
B₁₁₀

地震動 情報総数	地震動 情報識別	地震動 警報識別	情報 種別	北緯南緯 フラグ	緯度 情報	西経東経 フラグ	経度 情報	深度 情報	発生 時刻	未定義
-------------	-------------	-------------	----------	-------------	----------	-------------	----------	----------	----------	-----

1 1 9 1 1 10 1 11 10 10 1

注1 地震動情報総数は、伝送されている地震動情報の総数を識別するために使用する領域とし、総数が1の場合は‘0’、総数が2の場合は‘1’とする。

2 地震動情報識別は、伝送されている地震動情報を識別するために使用する領域とする。

3 地震動警報識別は、地震動警報を識別するために使用する領域とする。

4 情報種別は、地震動警報の種別を識別するために使用する領域とする。その構成は、地震動警報が行われたことを示す場合は‘0’、地震動警報が取り消されたことを示す場合は‘1’とし、地震動警報が取り消されたことを示す場合は、B₆₈~B₁₁₀は全て‘1’とする。

5 北緯南緯フラグは、‘0’は北緯、‘1’は南緯を示すものとする。

6 緯度情報は、震源の緯度を表すために使用する領域とし、その値は、緯度に10を乗じた値を2進数表示した値とする。

7 西経東経フラグは、‘0’は東経、‘1’は西経を示す

B₅₆ B₅₇ B₅₈~B₆₆ B₆₇ B₆₈ B₆₉~
B₇₈ B₇₉ B₈₀~B₉₁~ B₁₀₁ B₁₁₁
B₉₀ B₁₀₀ ~
B₁₁₀

地震動 情報総数	地震動 情報識別	地震動 警報識別	情報 種別	北緯南緯 フラグ	緯度 情報	西経東経 フラグ	経度 情報	深度 情報	発生 時刻	未定義
-------------	-------------	-------------	----------	-------------	----------	-------------	----------	----------	----------	-----

1 1 9 1 1 10 1 11 10 10 1

注1 地震動情報総数は、伝送されている地震動情報の総数を識別するために使用する領域とし、総数が1の場合は‘0’、総数が2の場合は‘1’とする。

2 地震動情報識別は、伝送されている地震動情報を識別するために使用する領域とする。

3 地震動警報識別は、地震動警報を識別するために使用する領域とする。

4 情報種別は、地震動警報の種別を識別するために使用する領域とし、地震動情報が、地震動警報が行われたことを示す場合は‘0’、地震動警報が取り消されたことを示す場合は‘1’とする。なお、地震動警報が取り消されたことを示す場合、B₆₈~B₁₁₀は全て‘1’とする。

5 北緯南緯フラグは、‘0’は北緯、‘1’は南緯を示すものとする。

6 緯度情報は、震源の緯度を表すために使用する領域とし、その値は、緯度に10を乗じた値を2進数表示した値とする。

7 西経東経フラグは、‘0’は東経、‘1’は西経を示す

ものとする。

- 8 経度情報は、震源の経度を表すために使用する領域とし、その値は、経度に 10 を乗じた値を 2 進数表示した値とする。
- 9 深度情報は、震源の深さを表すために使用する領域とし、その値は、深度（キロメートル）を 2 進数表示した値とする。
- 10 発生時刻は、地震動の発生時刻を表すために使用する領域とする。
- 11 未定義は、‘1’ とする。

別表第 3 信号識別が地震動警報詳細情報なし 又は詳細情報なし を表す場合の地震動警報詳細情報 及び地域の防災・安全詳細情報 の構成

B ₂₄ ～B ₅₅	B ₅₆ ～B ₆₆	B ₆₇ ～B ₁₁₁
未定義	放送事業者識別	未定義
32	11	45

注 1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

2 ‘ ’ で囲まれた数字は 2 進数とする。

3 放送事業者識別は、放送事業者を識別するために使用する領域とする。

4 未定義は、全て ‘1’ とする。

別表第 4 信号識別（デジタル放送の標準方式第 4 章第 1 節に定める放送に関するものに限る。）

ものとする。

- 8 経度情報は、震源の経度を表すために使用する領域とし、その値は、経度に 10 を乗じた値を 2 進数表示した値とする。
- 9 深度情報は、震源の深さを表すために使用する領域とし、その値は、深度（キロメートル）を 2 進数表示した値とする。
- 10 発生時刻は、地震動の発生時刻を表すために使用する領域とする。
- 11 未定義は、‘1’ とする。

別表第 3 信号識別が地震動警報詳細情報なしを表す場合の地震動警報詳細情報の構成

B ₂₄ ～B ₅₅	B ₅₆ ～B ₆₆	B ₆₇ ～B ₁₁₁
未定義	放送事業者識別	未定義
32	11	45

注 1 放送事業者識別は、放送事業者を識別するために使用する領域とする。

2 未定義は、全て ‘1’ とする。

<u>B₂₁～B₂₃</u>	意 味
<u>000</u>	<u>地震動警報詳細情報(該当地域あり)</u>
<u>001</u>	<u>地震動警報詳細情報(該当地域なし)</u>
<u>010</u>	<u>地震動警報詳細情報の試験信号(該当地域あり)</u>
<u>011</u>	<u>地震動警報詳細情報の試験信号(該当地域なし)</u>
<u>100</u>	<u>未定義</u>
<u>101</u>	<u>地域の防災・安全詳細情報</u>
<u>110</u>	<u>地域の防災・安全詳細情報の試験信号</u>
<u>111</u>	<u>詳細情報なし</u>

注 該当地域ありは放送区域内に地震動警報の対象地域があることを、該当地域なしは放送区域内に地震動警報の対象地域がないことをいう。

別表第5 信号識別が地域の防災・安全詳細情報又は地域の防災・安全詳細情報の試験信号を表す場合の地域の防災・安全詳細情報の構成

<u>B₂₄～B₅₄</u>	<u>B₅₅～B₁₁₁</u>
<u>現在時刻</u>	<u>対象地域情報</u>
<u>31</u>	<u>57</u>

注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

2 現在時刻は、地域の防災・安全詳細情報を送出する現在時刻を表すために使用する領域とする。

3 対象地域情報は、地域の防災・安全情報の対象地域及び地域の防災・安全情報の内容を示す領域とする。